

やまなし障害者プラン2015の見直しについて

1 経緯

平成27年3月、やまなし障害者プラン2015を策定（計画期間：平成27～29年度）
このプラン策定の際、障害者差別解消法の制定などを踏まえ、障害者幸住条例改正の検討を進めていたことから、プランの差別解消に係る部分等について、条例改正後に見直すこととした。
平成27年12月25日、障害者幸住条例を改正（12月県議会で可決成立）、平成28年4月から施行予定。

2 見直しの考え方

今回の条例改正により、新たな章を設けて規定した「障害を理由とする差別の解消」について、それに関する取組をプランに反映する。
今回の条例改正の大きなポイントとなる障害者差別の解消については、その前提として、県民や事業者が、障害の特性や障害者への配慮の方法を理解する取組が重要であるため、県民等への意識啓発に関する取組を追記する。

3 見直しの概要

	今回追加分	合計
主要な施策	7施策	223施策
数値目標	3項目	37項目

「3(1)ア 相互理解の推進」に3施策、「3(1)ウ 差別の解消及び権利擁護の推進」に4施策を追記。

関連する数値目標を新たに3項目設定。

事業内容	数値目標		備考
	平成26年度実績	平成27～29年度目標値	
心のバリアフリー宣言事業所登録制度の実施	-	550事業所	平成27年法定雇用率適用対象企業(50人以上の規模の企業)の数
子どもの頃からの障害の特性や障害者への配慮方法の学習	70.9%	100%	障害福祉に関する福祉教育を実施した小中学校の割合
地方公共団体等職員対応要領策定に対する情報提供、助言	-	27市町村	県内すべての市町村における職員対応要領策定を目標

4 見直し内容（主要な施策）

第4 分野別施策の展開

3 施策の展開

(1) 誰もが暮らしやすいまちをつくるための施策

ア 相互理解の促進

217. 県の各種広報媒体、リーフレット等を活用した改正障害者幸住条例の普及・啓発を通して、障害者差別の解消の重要性や障害者への偏見などを無くす「心のバリアフリー」に関する県民の理解促進を図ります。

218. 障害の特性に理解があり、障害者に配慮のある事業所を「やまなし心のバリアフリー宣言事業所」として登録し、登録した事業所名や内容を広く県民に周知するなど、県民や事業者が一体となって共生社会を実現する気運を高める取組を行います。

219. 子どもの頃から障害や障害者に関する理解を深めることが共生社会の実現に有効であるため、障害の特性や障害者への配慮の方法などを学ぶことができるDVDを作成し、県内の小中学校での活用を進めます。

第4 分野別施策の展開

3 施策の展開

(1) 誰もが暮らしやすいまちをつくるための施策

ウ 差別の解消及び権利擁護の推進

220. 障害を理由とする差別の解消を図るため、障害者の身近で障害者に寄り添った相談支援を行う「障害者差別地域相談員」を各地域に設置するとともに、障害者差別地域相談員への支援や相談では解消が困難な事案を的確な紛争解決機関につなげるため、県に「障害者差別解消推進員」を設置するなど、差別に関する相談窓口の明確化、相談支援体制の充実を図ります。

221. 障害を理由とする差別の解消を図るため、公的な紛争解決機関や障害者団体、学識経験者等で構成するネットワーク会議を設置し、障害を理由とする差別に関する情報共有や事例研究、差別解消の取組に関する協議、紛争解決に向けた連携などを進めます。

222. 障害を理由とする差別の禁止に関し、県庁職員が適切に対応するため、障害者差別解消法第10条に定める地方公共団体等職員対応要領を策定し、庁内の体制を整備するとともに、県庁職員に対する研修などを実施します。

223. 市町村等においても障害者差別解消法第10条の規定による地方公共団体等職員対応要領が策定されるよう助言等を行い、行政機関における障害を理由とする差別の解消に係る取組を推進します。

